

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 京都府綾部市大島町柳3番地

氏 名 大山産業株式会社 代表取締役 大山 青龍  
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和 4年 5月17日  
令和 9年 4月16日

## 1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (固化)

産業廃棄物の種類

汚泥 (無機性に限る。) 以上1種類

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)

(このうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 固化施設  
(2) 設置場所 福井県敦賀市杵見178号殿ノ下5番1  
(3) 設置年月日 平成14年3月12日  
(4) 処理能力 120 m<sup>3</sup>/日 (稼動時間8時間)

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成14年 4月17日 新規許可  
(2) 平成19年 4月27日 更新許可  
(3) 平成24年 7月25日 更新許可  
(4) 平成25年12月25日 再交付 ・事業者の住所の変更  
(5) 平成29年 5月 8日 更新許可  
(6) 令和 4年 5月17日 更新許可

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無